2 福祉共通の仕組みづくり



施策項目

【1】セーフティネットや権利擁護など分野横断的な支援の充実

(1) 取組の背景と目的

- ► これまでの福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童といった特定の分野ごとに展開され、各種の支援やサービスは、当事者の特性や個別のニーズに応じて実施されてきましたが、近年、地域福祉を取り巻く課題は複雑化・複合化しており、既存の制度のみでは対応が困難な場合も生じています。
- ► こうした状況を踏まえながら、地域福祉を推進していくに当たっては、現行制度の個別的なニーズに対応する支援やサービスを活用しつつ、福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項を明らかにした上で、生活全般にわたる包括的な支援が提供できる仕組みを構築していくことが求められます。

- ► 福祉の各分野において共通的に取り組むべき事項の例としては、生活 困窮者への支援や共生型サービスの展開、権利擁護の推進、再犯防止に 関する取組のうち福祉の支援を必要とする犯罪をした人への社会復帰 に向けた支援、自殺対策のうち早期発見や居場所づくり等に関する取組 のほか、官民協働による地域づくりや共同募金等の取組推進などが挙げ られます。
- ► これらの取組を分野横断的に展開し、行政や関係機関をはじめ、地域 住民も含めた支援者等が連携して事業を実施していくことで、各事業の 効果や効率性を向上させるとともに、支援を必要とする方の生活の質を 一層高めることができるよう、地域の実情に見合った創意工夫ある取組 に努めていくことが重要です。
- ▶ また、支援のあり方を検討するに当たっては、支援を必要とする方だけでなく、その方の属する世帯全体の状況にも着目するべきことに留意する必要があります。
- ▶ なお、福祉の各分野で共通して取り組むべき事項の広がりを踏まえ、 基礎データの収集・分析は、従来の福祉施策のみではなく、幅広い分野 のデータを収集等した上で、地域生活課題への対応を協議していくこと が求められます。

経済面の不安など、生活にお困りの方への支援について、道では、 平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務 所を単位として、相談支援や居住支援、就労支援などの各種事業を行い、ワンストップで生活全般に渡る包括的な支援を提供しています。 この制度は、生活保護に至る前の段階にある生活にお困りの方を 対象として、日常的・社会的・経済的自立に向けた支援を行うことで、 課題が複雑化・深刻化する前に自立を促進しようとするものです。

そのため、生活保障が必要な方は適切に担当窓口へつなぐなど、生活保護制度と両輪として機能させることにより、重層的なセーフティネット構築を目指す施策となっています。

制度の概要は次のとおりであり、包括的な相談支援としての「自立相談支援事業」を中心に、個々の相談者の困りごとに応じ、その解決に向けた支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援制度の概要

各市 … 計35 の市役所で実施

各町村 … 計 14 の振興局で実施



包括的な相談支援 … 自立相談支援事業

6

生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談対応を行い、個々の状況に応じた支援計画(プラン)を作成



居住確保支援 …… 住居確保給付金

2

再就職のために居住の確保が必要な方を対象として、就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付



就労支援 …… 就労準備支援事業、認定就労訓練事業

9

就労に向けた準備や柔軟な働き方等が必要な方を対象として、一般就労に向けた準備や支援付きの就労の場などを提供



緊急的な支援 …… 一時生活支援事業

4

住居喪失など緊急に衣食住の確保が必要な方を対象として、一定期間、衣食住等の日常生活上の支援を提供



家計再建支援 …… 家計改善支援事業

(5

生活再建が必要な方を対象として、家計の状況を把握することや家計改善の意欲を高めるための支援を実施



子ども支援 ……… 子どもの学習・生活支援事業

6

貧困の連鎖防止の観点から、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や生活習慣の改善支援を実施

新型コロナウイルス感染症の発生以降、生活にお困りの方が必要とする支援ニーズが増大し、経済活動に影響を受けた個人事業主などの新たな相談者層が顕在化するともに、経済面のみならず、社会的な孤立や医療面等に複合的な課題を抱える場合のほか、本人に加えて家族にも課題が認められる場合があるなど、従来よりも複雑・多様化している状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症による影響だけではなく、物価高騰下における家計への負担増など、生活にお困りの方が抱える課題や支援ニーズは一層大きくなっています。

こうした状況に対応するため、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る観点から、官民連携による地域の生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォームを整備し、ニーズの高まりに対応した取組を行うNPO法人など民間団体との連携を推進していくことが求められています。

このプラットフォームについて、道では、令和4年度に14の福祉事務所(振興局)単位で連携体制を整備し、物資支援等を行うNPO法人や社会福祉法人等の民間団体と自立相談支援機関が連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた官民連携のセーフティネット構築を進めていきます。

生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム



地域ごとに整備する連携体制



生活困窮者を支援する民間団体

団体が独自に行う相談支援

団体のネットワークを活か した就労先や事業所の開拓

- 自立相談支援機関
- 福祉事務所(行政)NPO・社福法人等

連携推進

- ハローワーク子ども食堂
 - 商工団体

連携指

▶物資支援

▶ 相談支援

や家庭訪問

▶ 就労支援

食糧や日用生活用品等の支 援、子ども食堂での食事提供

|地域課題の整理や支援方法等の検討|

2 判断能力に不安がある方への権利擁護支援 ………

認知症や障がいなどにより財産の管理等に不安のある方を社会全体で支え合うことは、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度は、こうした方々を支える重要な手段であるものの、十分に利用されていなかった状況を踏まえ、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行されました。

この法律において都道府県は、どの地域に住んでいても支援を必要とする方が制度を利用できるよう、市町村におけるネットワークの中心となる中核機関の整備や基本計画の策定など、管内の体制整備推進に主導的な役割を果たすことが期待されています。

道では、権利擁護の主な担い手である社会福祉協議会と連携・協力して、判断能力に不安がある人への金銭管理支援や家庭裁判所及び専門職団体との協議の場の設置、各地域における中核機関の設置に向けたアドバイザー派遣、専門職や親族以外の第三者が後見人となる市民後見人の育成や活動支援など、各市町村の区域を超えた施策全体の推進に努めていきます。

権利擁護支援の取組概要



市町村への広域的な支援



契約に基づく日常的な金銭管理支援



日常生活自立支援事業 (社協)

- 福祉サービスの利用援助 (必要時には)
- 日常的金銭管理サービス 後見制度へ
- 書類等の預かりサービス^{し適切に移行}

中核機関の整備、計画の策定

地域連携ネットワークの構築

広報機能



- 相談機能
- 成年後見制度利用促進機能**
- 後見人支援機能

※ 受任者調整 (マッチング) 等の支援、市 民後見人や法人後見の担い手などの育 成・支援、日常生活自立支援事業等関連 制度からのスムーズな移行



成年後見制度の利用促進に関する支援



家裁や専門職団体との協議会



アドバイザー派遣

中核機関の 設置支援等



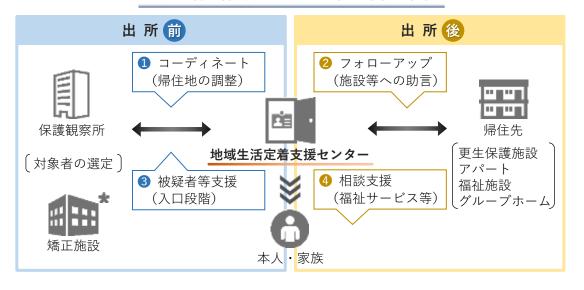
市民後見人の養成や活動支援

③ 高齢者や障がいのある犯罪をした人の再犯防止 …………

刑務所や拘置所等の矯正施設に収容されている方のうち、高齢や障がいにより福祉的な支援を必要とする犯罪をした人について、釈放後の帰住先がない場合は、直ちに福祉サービスを受けることが困難です。こうした方々に対して、都道府県の設置する「地域生活定着支援センター」が、矯正施設や福祉の関係機関と連携しつつ、釈放後に適切な支援を受けられるよう、相談や調整の業務を行っています。このセンターは、平成23年度に47の都道府県全てで整備が完了しており、道では、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人の矯正施設入所から釈放までの一貫した相談支援など、主に以下の4つの業務をセンターが中心となって実施することにより、その再犯防止と社会復帰の促進を図り、地域生活への定着を支援していきます。

- コーディネート業務 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援
- フォローアップ業務 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言
- 被疑者等支援業務 刑事司法手続の入口段階にある被疑者、被告人への援助
- 相談支援業務 犯罪をした人や家族等への福祉サービスに関する相談支援

地域生活定着支援センターが行う業務の概要



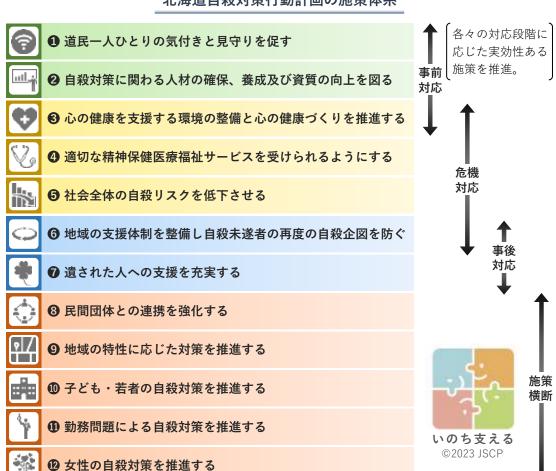
4 自殺リスクの低減に向けた取組 …………

全国における自殺者数は、自殺対策の総合的な推進の結果、平成22年に3万人を下回りましたが、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、自殺死亡率(人口10万人当たり)は主要先進7カ国の中で最も高くなっているなど、依然として深刻な状況にあります。

道における自殺者数も、平成21年以降減少傾向が続いていたものの、令和3年には前年を上回り、20歳未満の自殺者数が過去最多となったほか、自殺死亡率は引き続き全国平均を上回っています。

道では、自殺対策基本法に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、令和5年3月に第4期目の「北海道自殺対策行動計画」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、本道の実情に応じた自殺対策を総合的に推進していきます。

北海道自殺対策行動計画の施策体系



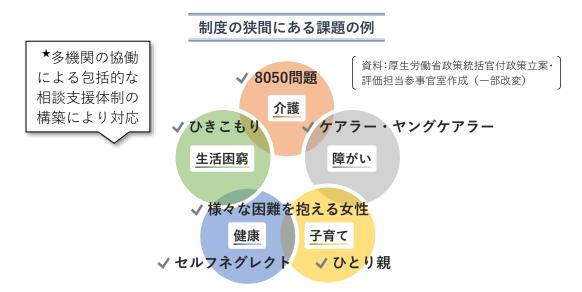
施策項目

【2】制度の狭間にある課題を有する方への支援体制の構築

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 近年の福祉制度は、高齢者・障がいのある人・児童など対象者ごとに公的な支援制度が整備され、その充実が図られてきましたが、一方で、個々の住民が係る課題は多様化し、経済的困難のみならず、生きづらさといった心理的な困難や孤独・孤立の問題など、これまで重要な課題として十分に認識されていなかった様々なリスクが顕在化しています。
- ▶ また、高齢の親と未婚の子どもが同居する「8050問題」や育児と介護のダブルケア、無償で家族の介護等を行うケアラー・ヤングケアラーなど、複数の課題が重なり合った複合的なニーズについて、包括的な対応が求められています。

- ▶ 既存の制度には明確に位置付けられていないものの、何らかの支援が必要とされる、いわゆる「制度の狭間にある課題」への対応について、社会福祉法では、自立相談支援機関や関係機関が相互に連携し、こうした課題の解決に向けた支援を一体的・計画的に行うための包括的な相談支援体制を構築することとされています。
- ▶ 具体的には、市町村は、住民に身近な相談機関のみでは対応しがたい制度の狭間にある課題について、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業をはじめ、関係機関によるチーム支援や要支援者の早期かつ積極的な把握、ボランティアとの協働等を進めていくことが重要です。



地域住民の抱える課題が複雑化する中、高齢者・障がいのある人・ 児童といった属性別の支援体制では複合課題や制度の狭間にあるニ ーズへの対応が困難となっていることを踏まえ、令和3年に施行さ れた改正社会福祉法により、属性を問わない包括的な支援体制の構 築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、既存の高齢・障がい・子ども・生活困窮といった相談 支援の枠組みを活かしつつ、

- 相談者本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係 機関全体で支援を進めること
- 課題を抱える方やその世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階 的に回復する参加支援を実施すること
- 地域づくりに向けた支援により、多世代の交流や多様な活躍の場 を確保する環境整備を実施すること

以上3つの支援を一体的に実施することとされており、このことによって相互作用が生じ、支援の効果が高まると期待されています。

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援

アウトリーチ(家庭 訪問)等を通じた継 続的な伴走支援事業



世代や属性を問わない包括的な相談 支援機関のネットワークによる対応 多機関協働事業への適切なつなぎ 複雑化・複合化した ケースの課題解決を 図る多機関協働事業

I ~Ⅲの一体的な実施を通じて、相談者に寄り添い、伴走する支援体制を構築。



参加支援



地域づくり



社会とのつながりを作るための支援 ニーズを踏まえた丁寧なマッチング 本人への定着支援と受入先への支援



世代や属性を超えた居場所の整備 交流・参加・学びの機会創出 地域のプラットフォームの形成

i 高齢分野

ii 障がい分野

iii 子ども分野

iv 生活困窮分野

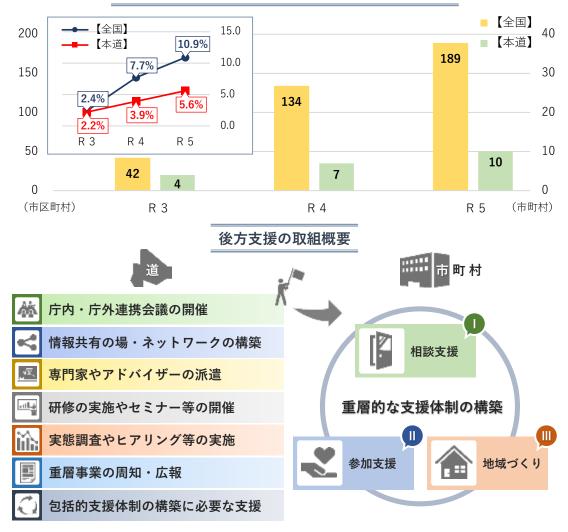
属性別・ 分野別の 支援体制



市町村が創意工夫のもと、地域住 民や関係機関と協議を行い、考え 方を共有しつつ、属性・世代を問わ ない相談支援や地域づくりの実施 体制を構築。 市町村による重層的支援体制整備事業の実施状況は、モデル事業での実証を経て、令和3年度の改正法施行以降、全国市区町村のうち42(道内4)の自治体で行われるようになり、その後、徐々に拡大し、令和5年度時点では計189(道内10)の自治体で実施されています。

包括的な支援体制の構築を進めている市町村では、他自治体における取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等に関するニーズがあります。こうしたニーズに対応するため、道では、重層的支援体制構築に向けた後方支援を行うことで、各市町村の円滑な体制整備を推進していきます。

重層的支援体制整備事業の実施状況(市区町村数)



② 孤独・孤立対策の推進 …………

少子高齢化や核家族化、未婚化・晩婚化などを背景とした単身世帯の増加が進む中、地域社会を支える地縁や血縁といった人と人とのつながりは希薄化の一途を辿っており、「生きづらさ」や孤独・孤立を感じやすい社会へと変化してきました。

新型コロナウイルス感染症の影響により孤独・孤立の問題が一層深刻化していることを受け、国では、令和3年に孤独・孤立対策担当室を設置し、「重点計画」において基本理念や方針等が定められた後、令和5年には「孤独・孤立対策推進法」が公布され、国と自治体は、孤独・孤立に関する施策を総合的に推進していくこととされました。こうした国の動き等を踏まえ、道では、令和4年度から5年度にか

こっした国の動き等を踏まえ、道では、令和4年度から5年度にかけて、国のモデル事業として「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」を実施し、民間団体との連携基盤の整備を進めるとともに、支援団体の相談窓口に関する情報の一元化を図るなど、支援を必要とする方が円滑に社会生活を営むことができるよう、各種の取組を進めていきます。

孤独・孤立対策の取組概要



情報発信と道民理解の促進

···· 孤独・孤立をテーマとしたシンポジウムの開催、広報啓発など



孤独・孤立に関する実態把握

···· 道民一般を対象としたアンケート、民生委員や関係団体向けの調査を実施



協議の場の設置

… 官民による連携基盤を構築



支援情報の一元化

4

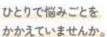
1

- 日以による圧防空血で併え
- 社会福祉協議会
- 民生委員・児童委員

行政(道、一部市町村)

- 児童福祉関係団体
- 再犯防止支援機関
- 自殺予防関係団体
- 中間支援組織(NPO)
- ひきこもり支援団体
- ひとり親家庭支援団体
- 民間シンクタンク
- 民間シェルター

法に定められる 「孤独・孤立対 策地域協議会」 の基礎となる合 議体





ほっかいどう 孤独・孤立対







*道と中間支援組織(NPO)との協働により、 困りごとの区分に応じて支援団体や相談窓口を自動案内するナビゲーションツールの 情報量を充実させ、更なる普及展開を実施。

ICTを活用した情報の集約・発信

⑥ ケアラー・ヤングケアラーを支援するための取組 …………

ケアラーとは、高齢・障がい・疾病等により援助を必要とする家族 の介護等を無償で行う方であり、そのうち18歳未満をヤングケアラ ーといいます。

少子高齢化や核家族化が全国平均以上に進展する本道では、世帯 規模が縮小していく中で、一人当たりのケアラーにかかる負担はよ り大きくなることが見込まれており、負担の程度によっては、心身の 健康を損ねたり、離職せざるを得なくなる場合もあるほか、周囲に相 談できず悩みや負担を抱え込んでしまうことが懸念されます。

個々のケアラーにとっての「自分らしい暮らし」が確保されるためには、ケアラーに関する認知度を高め、悩みや不安を抱える方を早期に把握するなど、道民全体が一体となってケアラーを支える地域づくりを推進していく必要があることから、道では、令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」を施行しました。

この条例のもと、令和5年3月には「北海道ケアラー支援推進計画」を策定し、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向け、ケアラー支援に関する各般の施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

ケアラー支援の施策概要



北海道ケアラー支援条例



北海道ケアラー支援推進計画



普及啓発の促進



- 推進月間の設定、道のホームページやSNSによる広報
- ポスターやリーフレットなど啓発資材の掲示等



相談の場の確保

3つの基本的施策を総合的に推進



- 市町村における相談支援体制の充実強化
- ケアラー支援に携わる関係職員向け研修の実施等

支える人を、ひとりにしない。



*ケ*ァラーを支援するための地域づくり

- サロンやカフェなどの交流拠点の設置促進
- 見守り・支え合いの意識醸成等



4 ひきこもりの状態にある方への支援 …………

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加(就学、就労、 家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概 ね家庭にとどまり続けている状態を指すとされています。

平成30年度に行われた国の調査結果では、40歳以上64歳以下でひ きこもりの状態にある方は推計61万人に上り、その状態となって7 年以上経つ方が約50%を占めているなど、若年層のみならず、中高年 の存在や期間の長期化が明らかとなりました。

また、令和4年度の調査では、15歳から64歳までを対象としてお り、ひきこもりの状態にある方の数は約146万人と推計されています。

ひきこもりの状態が長期化すると、孤独感や無力感が高まり、そこ からの脱出が難しくなるほか、自信を喪失し、自己否定感を抱くこと が多く、精神的な症状を伴う場合もあります。

こうしたことから、当事者や家族が身近な地域で支援を受けられ る環境づくりに向け、道では、「北海道ひきこもり成年相談センター」 を設置し、ひきこもりに特化した専門的な相談対応を行うとともに、 道の精神保健福祉センターや各保健所、自立相談支援機関において も相談支援を実施しているほか、当事者や家族により身近な市町村 において、ひきこもりに関する相談窓口の明確化や居場所づくりな どの取組が円滑に行われるよう、その体制整備を支援していきます。

ひきこもりの状態にある方への支援の概要



支援体制の整備を促進

専門

対応







北海道ひきこもり成年相談センター (ひきこもり地域支援センター)

- 相談支援(窓口周知)
- ▶ 居場所づくり
- 協議会・ネットワークづくり
- ▶ 当事者会・家族会の開催

各保健所

▶ 住民向け説明会・研修会の開催



精神保健福祉センター



より身近な相談支援の段階的な充実

- 市町村窓口での相談支援
- 重層事業の包括的相談支援
- 自立相談支援機関の相談支援
- 地域包括支援センターの総合相談

医療機関や雇用関係機関、家族会 | などとも連携しながら支援を実施|

ひきこもり VOICE STATION



知る、考える。みんなが生きやすい社会へ。

施策項目

【3】居住や就労等に課題を抱える方への他分野と連携した支援

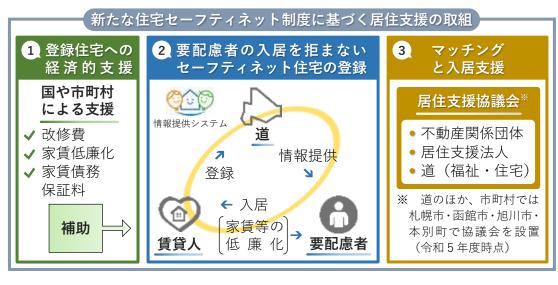
(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けては、保健医療や福祉に限らず、住まい、 就労に関する課題も含めて、地域の様々な分野が連携し、その解決に向 けた支援を行うことが必要とされています。
- ► このうち居住支援については、高齢単身世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、住まいの確保に配慮が必要な方が増えている状況を踏まえ、そうした方々の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度として、平成29年から新たな住宅セーフティネット制度が創設されるなど、福祉分野と住宅分野との緊密な連携が求められています。
- ▶ また、就労に課題を抱える方への支援については、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援やシルバー人材センターの活用による高齢者を対象とした就業機会の確保のほか、障害者就業・生活支援センターによる就業面と生活面の一体的な相談支援など、それぞれの課題に応じた適切な支援を行うことが重要です。

- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、地域住民をはじめ、地域福祉を担う事業者や支援者は、暮らしに課題を抱える本人とその世帯全体に着目し、生活ニーズとしての「地域生活課題」を総合的に捉え、理解することが大切です。
- ► 住民の方々が生活していく上で生じる課題は、介護・子育て・障害・ 病気等にとどまらず、住まい・教育・家計・就労や社会参加など、暮ら しや仕事の全般にまで及びます。
- ► こうした本人やその世帯の課題を地域で包括的に受け止めるためには、既存の制度の枠組みから見るだけでなく、当事者が抱える様々な困りごとや思い、希望を引き出しながら、どのような支援を必要としているかについて考えていくことが重要であり、地域住民や関係機関の連携のもと、「地域生活課題」の解決に向けて包括的に支えるといった視点に立ち、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

● 住まいの確保に配慮が必要な方への支援・・・・・

平成29年の新たな住宅セーフティネット制度の運用開始に伴い、 道では、住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進に関する計画を 策定し、賃貸住宅の登録制度や居住支援法人の指定など、居住の安定 確保に向けた取組を総合的に推進していきます。



② 障がいのある人への就業支援・

障がいがある方の就職や継続雇用等に向けた支援について、道で は、障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」を 設置し、就業面と日常生活面の一体的な支援を行っていきます。

障害者就業・生活支援センター

障がい保健福祉圏域を活動区域とし、

就業支援 (雇用安定等事業)

就業支援担当者2名

- 就業に関する相談支援
- 障がい特性を踏まえた 雇用管理に対する助言

生活支援(生活支援等事業)

生活支援担当者1名

- 日常生活や地域生活に 関する助言
- 関係機関との連絡調整

道内12箇所に設置(令和5年度時点)

雇用分野と福祉 分野の連携のも と、センターの 就業支援担当者 及び生活支援担 当者が協力し、 障害がある方の 就業面と生活面 の支援を一体的 に実施。

目指す効果

障がいのある人 の就職に関する 希望や在職中に 抱える課題に対 応した支援を行 うことで、自立・ 安定した職業生 活の実現を図る。



施策項目

3

【1】地域福祉を担う人材の確保と資質向上

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層 難しくなる一方、福祉・介護サービスの需要が高まっているなど、社会 構造が大きく変化している中、各種の支援やサービスの質を保ちつつ、 安定的に提供していくためには、専門職の確保と資質向上だけではなく、 多様な人材の就業促進に向けて、継続的に取り組んでいくことが求めら れています。
- ► こうした背景を踏まえ、地域福祉を推進していくに当たっては、福祉・介護分野における専門職の確保に加え、地域住民や福祉活動を担うボランティア、NPO等の民間団体が各々の役割を持ち、主体的に地域生活課題を把握して、その解決を試みることができる仕組みづくりが必要となります。

- ► 福祉・介護人材の確保に向けて、介護未経験者の参入を進めるに当たっては、介護分野で働くことの不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施し、研修受講後のマッチングまでを一体的に支援することが重要です。
- ► また、多様な人材の就業促進については、若年層はもとより、中高年者や定年退職後の高齢者なども含め、幅広い層を対象として、福祉や介護の仕事に対する理解を深め、イメージアップに取り組んでいくことが有効となります。
- ► そして、福祉・介護に従事する専門職を継続的に確保するためには、これら職員の方がやりがいを持ち、安心して働くことができるよう、職場定着や離職防止の促進を図っていくとともに、ケアの質や専門職の社会的評価の向上に向け、一定の経験を積んだ職員をチームリーダーとして育成するなど、そのキャリアアップ支援を行っていくことが必要です。
- ► このほか、都道府県においては、管内の雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに、研修体制の整備や人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等とのネットワーク構築、ボランティアセンターの活動推進など、市町村単位では行うことが難しい取組を広域的に進めていく必要があります。

● 福祉・介護人材の確保に関する取組 ⋯⋯⋯⋯⋯

介護職員の必要数は、市町村の見込み量等に基づいた推計結果に よると、令和5年度から7年度までの間、毎年約5.3万人の介護人材 の確保が必要と見込まれていますが、全職業の有効求人倍率が低下 している一方で、介護関係職種は高い水準にあり、今後、生産年齢人 口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一層 厳しくなることが想定されています。

こうした情勢の中、必要とされる人材の確保を目指していくため には、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支 援などの総合的な取組が必要です。

道では、介護職員の資質向上に向けた研修等をはじめ、無料職業紹 介所である福祉人材センターを設置し、福祉の職場で働きたい人と 職員を採用したい福祉の職場をつなぐマッチング支援を行っている ほか、若年層や高齢者層を対象とした介護の仕事に関する普及啓発 に取り組んでおり、職員の人材育成や職場環境の改善等が一定の基 準を満たす介護事業所に認証を付与する「働きやすい介護の職場認 証制度」により安心して働くことのできる職場の情報発信を行うな ど、地域において必要とされる介護サービスが適切に提供されるよ う、幅広い人材確保施策を総合的に推進していきます。

福祉・介護人材の確保に関する主な取組







···· 福祉·介護分野の無償職業紹介、未経験者向け研修、再就職支援等



関係機関との連携強化

· · · 関係機関や団体間における課題の共通理解を図るための協議会を開催



… 介護職員のキャリア形成やケアマネジャーの資質向上を図る研修等



離職防止・職場定着の促進

··· 労働環境改善のセミナー、介護事業所への認証を付与する評価制度の実施等



介 護現場における業務改善の推進 … 介護ロボットやICT技術の導入に要する経費への補助、展示会の開催等

② 生活支援の担い手となる元気な高齢者の活躍支援 …………

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係にならないよう、年齢や属性にかかわらず、その人らしく生活できる地域づくりを目指すことが重要です。

全国的に高齢化が急速に進展する中、高齢者の方々が住み慣れた 地域で生きがいを持って暮らすためには、社会参加への意欲や現役 時代の能力を活かして活躍できる機会を確保していくことが求めら れています。

社会参加・生活支援・介護予防を一体的に推進していく目的で市町村が実施する地域支援事業の中には、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動を行う生活援助等の多様な支援もあることから、地域における元気な高齢者がこの支援の担い手として活躍することも期待されています。

こうした背景を踏まえ、道では、元気で活力があり地域貢献意欲を持った元気な高齢者である「アクティブシニア」について、生活援助等の担い手となり、地域の特色に応じた社会活動を行うために必要な知識を習得するセミナー等を開催するなど、その活躍支援に努めていきます。

生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加の関係

✓ 地域住民の参加

✔ 生活支援サービス

- ニーズに合った多様なサービス種別
- 住民主体、NPO、民間企業等多様な 主体によるサービス提供

見守り、外出支援、<mark>買い物、調理、</mark> 掃除などの家事支援 等

/ 高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動

一般就労、起業、趣味活動、健康づくり、地域活動、ボランティア 等

生活支援の担い手としての社会参加

③ ボランティア活動を行う個人と団体の確保に向けた取組 ··········

ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主活動であり、自己実現や社会参加意欲が充足されるだけでなく、その活動の広がりによって社会貢献や福祉活動等への関心が高まり、互いに支え合い、交流する地域づくりが進むなど、大きな意義を持っています。

社会福祉法においてボランティアは、地域住民や事業者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体と位置付けられており、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点としてのボランティアセンターが全国各地に設置されています。

道内の社会福祉協議会は、その多数がボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に参加したいと考えている方とボランティアによる支援を必要としている方とをつなぐほか、その活動に必要な知識と技術を学ぶ講座や研修会を開催するといった役割を担っており、道では、こうした取組を支援することで、ボランティア活動を行う個人と団体の確保を図っていきます。

ボランティアセンターの主な取組

1 自主性・主体性

| ボランティア活動の4原則

自らの意思で行う活動であり、他人から強制され、義務として行うものではないこと。

2 社会性・連帯性

社会の一員としての自覚を持ち、ともに支え合い、学び合う活動であること。

3 無償性・無給性

金銭的な報酬を期待せず、見返りを求めない活動であること。

4 創造性・開拓性・先駆性

今何が必要とされているのかを考えながら、より良い社会を創る活動であること。

R

● ボランティアに関する相談対応、活動先の調整(マッチング)



2 ボランティアに関する学習機会の提供、人材養成



③ ボランティアグループやNPOの立ち上げ・運営支援



4 ボランティア関連の保険受付

★ボランティア 活動の拠点となるセンターを社 会福祉協議会に 設置。



施策項目

【2】地域福祉を支える人材の養成

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域住民の生活課題を総合的かつ計画的に把握し、制度の相違を超えた適切なサービスが効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されない支援体制を構築していくためには、各種サービスの総合的な利用をマネジメントするソーシャルワークの体制を福祉事務所や相談機関に充実させる必要があります。
- ► このソーシャルワーク機能は、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに声を挙げられる環境や発見する仕組みづくりに向けても発揮される必要があり、こうした発見・把握の取組や関係機関との連携調整等を担う専門職として、コミュニティソーシャルワーカーなどの支援者を育成していくことにより、「支え手」や「受け手」という関係を超えた参加の場や働く場が創造され、地域福祉の推進につながることが期待されます。

- ▶ コミュニティソーシャルワークの概念には様々な定義がありますが、 地域を基盤としたソーシャルワークに着目すると、「個と地域の一体的 支援」とされており、「個人への支援」と「地域への支援」を同時並行 で展開しようとする活動を指します。個人への支援に地域の力を活用し つつ、併せて地域における福祉力の向上を促すことで、それらの相乗効 果として地域福祉の底上げにつなげることが重要です。
- ► こうした活動を行うコミュニティソーシャルワーカーは、現状、法制度上の基準などはありませんが、地域福祉推進の中心的な団体である社会福祉協議会に所属していることが多く、行政と協働した取組が全国各地で拡大しています。
- ▶ 地域福祉の推進に当たっては、コミュニティソーシャルワーカーをは じめとして、高齢者の支援ニーズや地域課題等を発見し、関係者間のネ ットワーク構築を図る生活支援コーディネーターなど、福祉の各分野に おいて地域への支援を担っている職種を活用し、地域住民が主体となっ て行う取組に専門的な観点からの助言やサポートを得ることが有効に なります。

地域への支援を担う職種の確保に関する取組 …………

コミュニティソーシャルワーカーとなるための要件は、地域によって様々ですが、多くの場合、社会福祉士や精神保健福祉士など、福祉の資格を有するソーシャルワーク実務経験者とされています。

多様化する地域生活課題に対応し、個々の支援を行いつつ、住民や関係機関・団体とのネットワーク構築などを総合的に展開・実践していくに当たっては、コミュニティソーシャルワークの基本的な考え方をはじめ、活動の手法等を習得することが欠かせないため、全国各地において、行政職員や社会福祉協議会の福祉専門職、地域包括支援センター職員、医療ソーシャルワーカーなどを対象とした研修が実施されており、こうした研修を修了した上で、コミュニティソーシャルワーカーとしての活動を行うこととなります。

道内では、各市町村における地域共生社会の実現にはコミュニティソーシャルワークの果たす役割が重要であるとの認識のもと、北海道社会福祉協議会が「コミュニティソーシャルワーカー実践者養成研修」を開催しているところであり、道は、こうした取組に対する助成を行うことで、地域への支援を担う職種の確保を推進していきます。

コミュニティソーシャルワーカーの主な役割

- Community
- Social
- Worker



コミュニティソーシャルワーク 8 つの機能

- (1) 広範なニーズへの対応
- (2) 本人の解決能力の向上
- (3) 連携と協働
- (4) 個と地域の一体的支援
- (5) 予防的支援
- (6) 支援困難事例への対応
- (7) 権利擁護活動
- (8) ソーシャルアクション







個別支援

(ケースワーク)

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 相談者のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足等



2

地域支援

(コミュニティワーク)

- 地域全体の課題の発見
- 地域のアセスメント
- 業種横断的な社会資源との関係形成等



施策項目

【3】地域福祉の核となる次世代の育成

(1) 取組の背景と目的

- ► 福祉・介護人材が慢性的な人手不足である状況を踏まえると、将来にわたって福祉・介護分野を担う人材を確保していくためには、専門職の養成や資質向上を図る研修、多様な人材の参入促進、働きやすい職場環境の整備といった取組だけでなく、今後を見据えて長期的な視点に立った取組を推進していく必要があります。
- ▶ 具体的には、福祉・介護分野における次世代の人材育成に向けて、児童期や青年期の段階から福祉・介護の仕事に関する興味・関心を高めるとともに、理解を深めていく取組を行っていくことであり、こうした施策の展開が不可欠とされています。

(2) 基本的な視点 (課題)

- ► 若いうちから福祉について考え、福祉の仕事の大切さやその意義を理解することは、将来の職業選択に大きな影響を及ぼすものです。このため、小中高校生を中心とした若年世代へ福祉や介護の仕事に対する理解促進を図っていくことが重要になります。
- ▶ 児童生徒へのこうした啓発に関する取組を進めるに当たっては、学校をはじめとする教育現場との連携・協力が欠かせないことから、理解促進の重要性について、福祉と教育の分野が日頃より認識を共有しておくことが大切となります。
- ▶ また、国が定める教育課程の基準である中学校及び高等学校の学習指導要領では、「家庭」の項目において、高齢者の身体的な特徴を理解することや介護の基礎に関する体験的な活動を行うことなどが位置付けられており、このような前提を認識した上で、福祉・介護分野の次世代を担う子どもたちへの福祉教育を進めていくことが求められます。
- ► 福祉・介護人材の確保を推進する自治体としては、教育委員会を中心とする関係機関と連携の上で、小中学生の夏休み等を活用した職場体験や高校生・大学生等の介護事業所におけるインターンシップなどを通じて、若年世代の理解促進を図るための効果的な取組を進めていくことが必要となります。

福祉・介護分野における次世代の担い手育成に向けた取組 …………

福祉・介護に関するニーズが増大する一方、生産年齢人口が減少し、 昨今のコロナ禍により更なる福祉・介護人材の不足が見込まれている中、 サービスの提供に必要となる人材を安定的・継続的に確保していくため には、早い段階から将来を担う世代を育てていく取組が重要となります。 こうした考え方のもと、これまで道では、福祉のまちづくりの観点から、 児童生徒を対象とした福祉教育に取り組んできたところであり、現在で は、次世代の担い手確保という目的をより明確にした事業を展開してい ます。

具体的な取組の一つが「福祉教育アドバイザー」による理解促進の取組であり、小中学校等に福祉・介護の専門職や有識者をアドバイザーとして派遣し、高齢者の介助方法や体験学習など、福祉に関する授業を行うことで、児童生徒の福祉・介護に対する興味・関心を高めていくなど、教育関係機関や福祉の職能団体等と連携しながら、福祉・介護分野の将来を担う人材の育成を図っていきます。

福祉教育アドバイザー派遣の取組概要



福祉教育アドバイザー (福祉専門職や有識者等)





小中学校等

(派遣対象)

アドバイザーの主な職種等





- 福祉専門職(社会福祉士等)
- リハ専門職(作業療法士等)
- ソーシャルワーカー
- 専門職養成施設の教員
- 障がいのある人など

派遣対象となる学校からの申請 に基づき、道及び市町村の教育委員 会と連携・調整の上、関係団体を通 じてアドバイザーを選定し、派遣を 決定。



- ✔ 福祉や介護の理解に関する講話
- ★ 手話に関する講話及び体験学習
- ✔ 盲導犬に関する講話
- ✔ 心の健康に関する講話
- ✔ 車いすを使用した体験学習
- ✔ 身体障がいの体験学習

目指す



(学童期) 興味・関心の高まり





(青年期) 進路の検討・決定





(成人期) 福祉分野への就職

4 支え合いの基盤づくり



施策項目

【1】福祉に関する相談支援体制の確立

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会の実現に向けた市町村における相談支援体制のあり方については、社会福祉法において、以下3つの施策の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することが努力義務とされています。
 - 住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
 - 地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ► これらは、新たな機関を設置するという趣旨ではなく、地域において 必要となる機能が示されたものであり、実際にどのような形で整備する かについては、地域の実情に応じて様々な方法が考えられます。

- ► 住民による地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める場については、社会福祉協議会や地域包括支援センター、相談支援事業所等が考えられますが、市町村を中心として地域で協議し、適切に定めていくことが必要です。
- ▶ また、市町村は、身近な圏域にある相談支援体制では対応しがたい複合化・複雑化した課題や制度の狭間にある課題等について、多機関が協働して包括的に受け止める体制を整備するため、区域における関係機関等で支援チームを編成し、分野横断的なネットワークを広げていくことが重要とされています。
- ► そして、こうしたチームやネットワークの形成に当たっては、生活 困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどが多機関協働の中核を担うものと期待 されており、地域の実情に応じ、関係者による協議のもと、その役割 が適切に果たされる機関を定めていくことが必要となります。
- ► このほか、家庭に経済的な課題等を抱える児童生徒への相談支援体制については、自立相談支援機関と教育委員会や学校との協力が重要であることから、双方の機関が日頃から情報共有を行うことはもとより、スクールソーシャルワーカーとの連携を組織的に行うなどして、課題解決に向けた取組を進めていくことが求められます。

① 福祉の各分野における包括的な支援体制の整備 ………

地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備するためには、ボランティアや市町村社会福祉協議会をはじめ、福祉の各分野における行政や事業者が、相談者の属性・世代・内容に関わらず相談対応を行い、相談者の課題を整理の上で、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行うことが必要です。

福祉の各制度に基づく相談支援体制として主なものは、高齢者・障がい者・児童・生活困窮者の4分野でみると次のとおりであり、これらについて、地域の実情に応じ、適切な事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことが重要となります。

このことを踏まえ、道では、職員向け研修や取組例の情報提供など を通じ、各事業の円滑な実施を支援することで、市町村における福祉 サービスに係る相談体制の整備を促進していきます。

福祉の各制度における主な相談支援体制の概要

高齢者福祉



総合相談支援事業

地域包括支援センター

✓ 高齢者に関する様々な相談を受け 止め、適切な機関・制度・サービス につなぐとともに、継続的にフォロ ーを行う。
社会福祉士等

障がい者福祉



相談支援事業

基幹相談支援センター

✓ 障がいの種別やニーズに対応した 総合的・専門的な相談支援を実施す るとともに、権利擁護や地域移行支 援を行う。
相談支援専門員等

児 童福祉



利田老支援事業

子育て世代包括支援センター

✓ 子育て家庭や妊産婦が、保育施設 や子育て事業を円滑に利用できるよ う、身近な相談や情報提供、助言な どを行う。
利用者支援専門員等

生 活困窮者



自立相談支援事業

自立相談支援機関

属性や世代等を問わず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備。

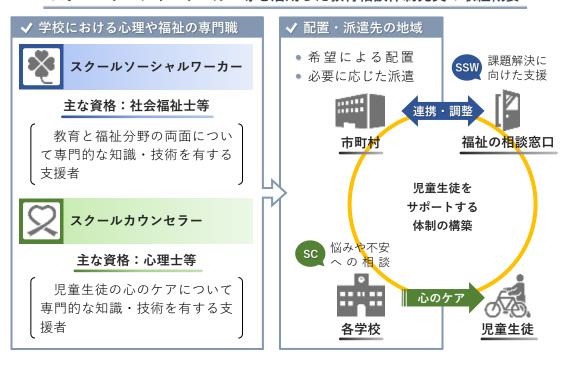
② 児童生徒が抱える課題に対する教育相談体制の充実 …………

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等は、教育上の大きな課題であり、その背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭や友人関係、地域、学校といった環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

児童生徒が置かれている様々な環境に着目し、学校の枠を越えて、 関係機関との連携を一層強化しつつ、課題解決を図っていくために は、教育現場におけるコーディネーター的な存在が必要であること から、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクール ソーシャルワーカーを活用し、多様な支援方法を用いて、課題解決へ の対応を図っていくことが求められています。

道の教育委員会では、市町村の希望を踏まえてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を進めるとともに、未配置の地域や学校にも派遣する取組を行っており、市町村や学校の状況に応じて重点的な派遣を検討するほか、教職員等への研修や関係機関による協議会の開催などを通じ、学校と行政機関との連携体制を強化していきます。

スクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制充実の取組概要



地域共生社会の実現に向けた「包括的支援の強化」は、保健・医療・福祉・教育等の公的支援と住民による支え合いが連動した包括的支援体制の構築を目指そうとするものであり、その具体的な取組として、単独の市町村では解決が難しい専門的な事項に対する都道府県による広域的支援が挙げられています。

高齢者や障がいのある人、子育て世代、ひとり親家庭、医療的ケアが必要な子ども、がんや難病等の慢性疾患がある方など、医療・介護ニーズを持つ方々が地域において自立した生活を送ることができるよう、専門的・包括的な支援を展開していくに当たっては、都道府県による市町村への技術的助言等が必要です。

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が日常的に必要な医療的ケア児については、多機関にまたがる支援の調整が重要になることなどから、切れ目のない相談支援体制を構築することが求められており、令和3年には医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)が施行され、医療的ケア児及びその家族への支援を実施することが国及び自治体の責務として定められました。

道では、医療的ケア児とその家族を支援するため、令和4年に「北海道医療的ケア児等支援センター」を設置し、家族や市町村等からの 医療的ケア児に関する様々な相談に対応していきます。

医療的ケア児を支える家族への支援に関する取組概要



医療的ケアのある 子どもとその家族

医療的ケアに 関する様々な 家 族 の 相 談

- どこに相談すればよいかわからない
- ケアの負担が大きい
- 緊急時の預け先がない
- ◆仕事と育児を両立させたいなど

北海道医療的ケア児等支援センター

- √ 家族からの相談への対応、活用可能な 資源の紹介、情報提供や助言等
- √ 市町村等からの相談対応、地域における支援ニーズの共有、好事例の発信等
- √ 関係職員(地域の医療的ケア児等コーディネーター)向け研修の実施

*支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置し、家族等からの相談支援に係る「情報の集約点」になるとともに、保健・医療・福祉・教育等の他分野にわたる支援の調整に当該センターが中心的な役割を担う。

【2】地域福祉の基盤となる体制づくり

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域福祉の推進には、行政のみならず、住民や民間事業者、法人、民 生委員・児童委員など多様な構成員の参加・協働が求められており、そ れぞれの地域における構成員が合意形成しながら、互いに連携する仕組 みと協議を行う場を作ることが必要です。
- ► そして、地域生活課題の解決に向けては、これまでの待ちの姿勢ではなく、予防の観点から、住民の抱えている課題が深刻化・困難化する前に、早期に発見して支援へつなげていくことが大切であり、本人の意思を尊重しながら、ソーシャルワーカーなどの専門職によるアウトリーチや民生委員・児童委員等による見守り・情報共有を行い、必要時に支援が届けられるような環境を整えることが求められています。

- ▶ 地域における多様な構成員の協働による支援体制を整備していくには、分野別・年齢別の縦割りによる支援を当事者中心の支援と捉え直し、地域生活課題を解決することができる包括的な支援体制を整備することが重要であり、そのためには、専門職による多職種連携だけでなく、地域住民等と協働で連携していく仕組みづくりを目指していくことが必要です。
- ▶ 地域には、民生委員・児童委員や保護司、ボランティアなど、地域生活課題を解決したいとの気持ちから、地域福祉の推進に尽力している関係者が多く存在し、地域住民の困りごとや心配ごとに耳を傾け、できる限り解決に結び付くような活動をしています。
- ► こうした方々による見守り活動や様々な交流・行事の開催でつながりを支える取組、地域単位で住民の福祉活動を計画化することが、課題解決に有効となります。
- ► このように、行政と地域福祉活動の担い手となる関係者とが協働し、 課題を抱える住民を早期かつ積極的に把握し、支援に結び付けることの できる体制を構築されるよう、地域福祉を支える基盤を作っていくこと が重要です。

民生委員・児童委員の活動強化 ……………

民生委員・児童委員は、住民の方々にとって身近な相談相手であり、 支援を必要とする方と行政や専門機関とのつなぎ役になるとともに、市 町村による地域福祉計画の策定に参加するなど、地域福祉の中心的な担 い手として活動を行っています。

市町村における包括的な支援体制の構築を進めていく中で、地域づく りの役割を担う民生委員・児童委員に寄せられる期待は大きくなってお り、同時に、民生委員・児童委員の活動がより円滑に行える環境の整備 が求められています。

民生委員法において都道府県は、市町村の区域ごとに民生委員の定数 を条例で定めることとされているほか、民生委員・児童委員の活動に必 要な研修を実施すると規定されていることなどを踏まえ、道では、北海 道民生委員児童委員連盟との連携のもと、民生委員・児童委員に求めら れる役割等が十分に理解されるよう、総合的・計画的な研修を実施する とともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容について道民に周知と 理解を促すなど、民生委員制度の普及啓発を強化するなど、民生委員活 動の一層の充実を図っていきます。

民生委員・児童委員の活動強化に向けた取組

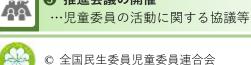




民生委員・児童委員が活動するための総合的・計画的な研修

民生委員法第18条

✔ 地域福祉の推進 ① 民生委員制度の普及啓発 …強化週間に合わせた広報等 ② 民生委員活動の調査研究 …今後のあり方の研究等 ❸ 推進会議の開催 …児童委員の活動に関する協議等





施策項目

【3】福祉サービスにおける基盤整備の促進

(1) 取組の背景と目的

- ▶ 地域共生社会に実現には、地域における多様な主体の参画が必要であり、住民や地域の関係者のほか、社会福祉法人やNPO法人等の団体が果たす役割は大きいとされています。
- ► 社会福祉法人は、その公益性・非営利性を踏まえ、平成28年に施行された改正社会福祉法により、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされました。これを踏まえ、同法人は、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズについて、総合的かつ専門的に対応していくことが求められています。

- ► 社会福祉法人に期待される具体的な役割は、制度の狭間にある課題に着目し、地域に対して同法人が有する機能を可能な限り活用しながら、複数の法人により協働するなどして、各種研修会を開催し、地域で行われる勉強会に講師を派遣するほか、住民の交流会・懇談会を開催するためのコーディネートや場所の提供を行い、ボランティアの受け入れ等を通して福祉サービスの拠点になることなどが挙げられます。
- ► このため、社会福祉法人は、市町村による地域福祉計画の策定や実行に積極的に参画し、そのノウハウを活かして、地域生活課題の解決に必要となる施策の内容や目標の設定などに関する協議を行うことが大切です。
- ▶ 社会福祉法人が担うこうした役割を踏まえると、同法人を所管する自治体としては、法に基づく指導監査の実施により、その適正な運営の確保を図るのみならず、第三者による専門的・客観的な評価を受けることを促進していくとともに、社会福祉施設における福祉サービスに関する利用者からの苦情解決に取り組むなど、利用者の立場に立った質の高いサービス提供にも資するよう努めていくことが重要です。
- ▶ このほか、福祉サービスにおける基盤整備の促進に向けては、高齢や障がい等により単独での移動が困難な方への支援として、社会福祉法人やNPO法人等の団体が担い手となって移動手段を確保していくなど、それぞれの地域が主体となった取組を進めていくことが求められています。

1 指導監査を通じた社会福祉事業の適正化 …………

社会福祉法において、国や自治体は、社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保を目的に、同法人の自主性・自律性を前提として、定期的な指導監査を実施し、運営全般について必要な助言指導を行うこととされています。

社会福祉法人の所轄庁は、事業実施地域等に応じて定められており、道本庁をはじめ、道の総合出先機関である総合振興局・振興局や 各市が実施主体となり、実地を基本として指導監査を行っています。

指導監査の結果は文書で通知し、所轄庁が定める期日までに改善 状況の報告を求めるなどして、各法人が行う社会福祉事業の適正化 と福祉サービスの質の向上が図られるよう、実効性ある指導監査に 努めていきます。

社会福祉法人による「公益的な取組」と指導監査の概要



社会福祉法人の地域における公益的な取組

社会福祉法第24条第2項の 規定による福祉サービスの積 極的な提供に関する努力義務



1 社会福祉に関するサービスの提供

…単身高齢者の見守り支援など



2 支援を必要とする方への福祉サービスの提供

…生活困窮世帯の子どもへの学習支援など

*各法人による多様な公益的取組を 推進することで、福祉ニーズに対応したサービスの充実 を目指す。



3 無料又は低額で提供される福祉サービスの提供

…法人資産を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等

| 所轄庁 | | 指導監査の対象となる社会福祉法人 | 実施計画に基づき、原則、 | |
|-----|------|-----------------------------------|--------------|--|
| Α | 各市 | 各市の管内のみで事業を行うもの | 3年に1回の監査を実施。 | |
| В | 指定都市 | 道内のみで事業を行い、法人本部が指定都市にあるもの | | |
| С | 振興局 | 局のみで事業を行うもの(A、B及び事業所が札幌市にある場合を除く) | | |
| D | 道本庁 | 法人本部が道内にあるもの(A、B及びCを除く | | |

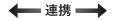
指導監査における助言指導をはじめ、改善報告による自主的な取組などにより、社会福祉法人の運営適正化と福祉サービスの質の向上を図る。

② 第三者による福祉サービスの質に関する評価 …………

社会福祉事業を行う事業者は、社会福祉法において、福祉サービスの質を評価し、利用者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう努めることが義務とされています。

道では、国の指針に基づき、公正中立な評価機関が専門的・客観的な立場から評価し、各事業者が提供する福祉サービスの質の向上に結び付けるための「第三者評価事業」を行っており、評価の結果を公表することで、利用者のサービス選択に資するよう努めていきます。







第三者評価事業推進機構

全国社会福祉協議会

認証、研修の実施等

▶ 社会福祉協議会

▶ 調査・研修事業者

▶ 高齢者支援団体 など

> 会計事務所



第三者評価機関



価

 \mathcal{O}

実



サービス事業者

高齢・障がい・児童・保護の各分野におけるサービスが第三者評価の対象となる。

実施主体が

を

提供



*第三者評価を受けた結果について、利用者の適切なサービス選択に資する情報となるよう、福祉医療機構が運用する総合情報提供サイトに掲載。

❸ 福祉サービスに関する苦情解決

福祉サービスに関する利用者からの苦情対応については、社会福祉法の規定により、都道府県社会福祉協議会に「運営適正化委員会」を設置し、その解決に向けた相談等を行うこととされています。

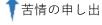
道では、北海道社会福祉協議会に同委員会を設置し、利用者からの苦情に対する相談や助言、事業者への調査、道への通知・情報提供等を行うことにより、利用者の福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、その権利の擁護を図っていきます。



北海道福祉サービス運営適正委員会 (北海道社会福祉協議会に設置)

北海坦仕云価性励餓云に改旦

【社会福祉や法律、医療に関する専門家で合議体を構成】







利用者





事業者

│利用者が直接事業者へ申し出、解決するルートもある │

緊急時の → 通 知 や 情報提供



委員会の運営を支援

事業者に対し、必要に 応じて監査や指導等を 実施

社会福祉事業を営む経営者 や事業者の協力を得つつ、円滑 な苦情の解決を目指す。

△ 単独での移動が困難な方への支援 ……………

高齢や障がい等により単独で公共交通機関を利用することが困難 な方への支援については、「戸口から戸口まで」の個別輸送サービス を提供する「福祉有償運送」が、タクシー等の機関を補完する形で行 われています。

福祉有償運送は、採算性などの面からバスやタクシー事業者が参 入しないような場合に、公共の福祉を確保する観点から、道路運送法 に基づき、NPO法人等が自家用自動車による有償運送の登録を受け て行うものであり、近年の過疎化や少子高齢化等によって社会構造 が大きく変化する中、こうした福祉輸送サービスへのニーズは増大 し、かつ多様化しています。

NPO法人等が福祉有償運送を行う場合には、市町村が開催する「地 域公共交通会議|や「運営協議会|において、その必要性等に関する 合意を得た上で運送区域の市町村を管轄する運輸支局に申請し、登 録を受ける必要があり、道内について見ると、令和5年時点で計160 の市町村にこの会議等が設置されています。

道では、福祉有償運送制度が地域で広く行われるとともに、その趣 旨目的が浸透し、より一層安心・安全な個別輸送サービスとして普及 していくよう、市町村における福祉の基盤整備を支援していきます。

福祉有償運送の概要





登録申請

福祉有償運送運営協議会

運送を行おうとする主体



協議会の主な構成員

- 市町村
- 運輸支局
- 公共交通の学識者
- 有償運送の利用者
- 地域住民
- ボランティア団体
- タクシー等事業者



- 登録の通知
- 登録証の交付
- 登録番号の付与



✓ NPO法人

- ✔ 公益法人
- ✔ 農協、生協
- ✔ 市町村
- ✔ 医療法人、社福法人
- ✔ 商工会議所、商工会

利用対象者



- 障がいのある方
- 要介護・要支援認定を受けている方
- その他(難病等)